

退職手当規程

社会福祉法人ともえ会

第1章 総則

第1条 就業規則により、職員の退職手当は本規程の定めるところによる。

第2条 職員の退職手当は、独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度及び社会福祉法人広島県社会福祉協議会社会福祉従事者互助会事業退職手当資金交付事業に基づく本規程により支給する。

2 前項の制度の加入対象とならない職員に対しては、退職手当は支給しない。

(加入対象職員)

第3条 前条の制度の加入対象となる職員（以下「被共済職員」という）は、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 正職員

(2) 1年の雇用期間を定めて使用される職員で、その勤務すべき労働時間が就業規則で定める正職員の所定労働時間の3分の2以上の者

(3) 1年未満の雇用期間を定めて使用され、その期間の更新により引き続き1年を経過した職員で、その勤務すべき労働時間が就業規則で定める正職員の所定労働時間の3分の2以上の者

(制度加入日)

第4条 第2条の制度の加入日は、次のとおりとする。

(1) 正職員 採用日

(2) 前条第1項第2号に該当する職員 採用日

(3) 前条第1項第3号に該当する職員 採用から1年を経過した日

第2章 退職手当の支給及び支給制限等

第5条 被共済職員が退職したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に対し、退職手当を支給する。

2 退職手当は、独立行政法人福祉医療機構から交付される手当及び退職時の所属施設から交付する手当の二種類とする。

3 被共済職員となった日から起算して1年に満たないで退職したときは、退職手当は支給しない。

(退職手当の額の算出方法)

第6条 独立行政法人福祉医療機構から交付される退職手当の額は、次の各号の区分により算出する。この場合において、被共済職員期間の計算は、次条の規定により行う。

(1) 被共済職員が自己都合により退職した場合は、次のとおり算出する。

別表1の退職手当計算基礎額（以下「基礎額」という）×別表2の退職手当支給乗

率表（普通退職）の被共済職員期間の支給乗率

- (2) 退職した者が業務上の負傷もしくは疾病により厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になったことにより、又は業務上死亡したことにより退職した場合は、前号の規定にかかわらず、次のとおり算出する。

別表1の基礎額×別表3の退職手当支給乗率表（業務上の傷病又は死亡による退職）の被共済職員期間の支給乗率

- 2 退職時の所属施設から交付する退職手当の額は、被共済職員期間に応じて別表4の退職手当交付額表のとおり算出する。

（被共済職員期間の計算）

第7条 独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度の被共済職員期間を計算する場合は、月によるものとし、その者が被共済職員となった日の属する月から被共済職員でなくなった日の属する月までを算入する。

- 2 前項の場合において、1か月のうち業務外の病気等により、勤務した日数が10日以下の月があるときは、その月は前項の規定にかかわらず、被共済職員期間に算入しない。

- 3 次の理由により勤務しなかった期間は、前項の規定の適用については、勤務したものとみなして算入する。

(1) 被共済職員が業務上負傷し又は業務上疾病にかかり、その療養のために勤務しなかった期間

(2) 女性である被共済職員が出産前6週間（多胎妊娠の場合においては、14週間）及び出産後8週間において勤務しなかった期間

- 4 被共済職員が育児休業により勤務しなかった期間（休業の開始日及び終了日の属する月が被共済職員期間に算入される月を除く）については、その期間の月数の2分の1に相当する月数は、被共済職員期間に算入する。

- 5 被共済職員が介護休業により勤務しなかった期間については、勤務したものとみなして被共済職員期間に算入する。

- 6 退職時の所属施設から交付する退職手当の被共済期間を計算する場合は、社会福祉法人広島県社会福祉協議会社会福祉従事者互助会事業退職手当資金交付事業の被共済職員となった日の属する月から被共済職員でなくなった日の属する月までを算入する。

（被共済職員期間の計算の単位）

第8条 独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度の被共済職員期間の計算は、年単位とし、被共済職員期間の計算において1年未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

- 2 退職時の所属施設から交付する退職手当の被共済職員期間の計算は、年月単位とする。

（事業所が変更した場合の被共済職員期間）

第9条 事業所に変更が生じた場合において、変更前の独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度の契約者である事業所（以下「事業所」という）に勤務していた職員で引き続き変更後の事業所に勤務するに至った者については、変更前の事業所において被共済職員となった日から引き続き変更後の事業所において被共済職員であった期間は

被共済職員期間とみなす。

- 2 前項の事業所が社会福祉法人広島県社会福祉協議会社会福祉従事者互助会事業退職手当資金交付事業の契約者である場合も同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 退職手当の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、被共済職員の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）
- (2) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡の当時、主としその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の当時、主としその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で第2号に該当しない者

- 2 退職手当の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序によるものとする。また、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、その各号に規定する順序によるものとする。この場合において、父母については養父母、実父母の順序により、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順序によるものとする。

- 3 前項の規定により退職手当の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、退職手当は、その人数により等分して支給する。

(退職手当の請求)

第11条 退職手当の支給を受けることとなった者は、所定の様式による退職手当請求書を提出しなければならない。

- 2 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、退職手当の請求は、退職手当の受領に関し一切の権限を有する代理人一人を定めて行わなければならない。

(退職手当の支給方法)

第12条 退職手当の支給は、請求者の指定する金融機関（独立行政法人福祉医療機構から交付される退職手当の場合は、独立行政法人福祉医療機構の指定する金融機関に限る）のその者の預金口座への振り込みの方法によるものとする。

(退職手当の支給時期)

第13条 独立行政法人福祉医療機構から交付される退職手当の支給時期は、退職手当請求書の提出があった日から2か月以内とする。ただし、退職手当請求書に不備のある場合等においては、2か月を超えることがある。

- 2 退職時の所属施設から交付する退職手当の支給時期は、退職日の翌月末日とする。

(支給の制限)

第14条 次の要件に該当する者に対しては、退職手当を支給しない。

- (1) 自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職した者
- (2) 被共済職員を故意に死亡させた者（遺族）
- (3) 被共済職員の死亡前にその者の死亡により退職手当の支給を受けるべき者（遺族の同順位又は先順位の者）を故意に死亡させた者

(譲渡等の禁止)

第15条 被共済職員、遺族又は相続人は、退職手当の支給を受ける権利を譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、国税滞納処分により差し押さえる場合は、この限りではないものとする。

第3章 雑則

(時効)

第16条 被共済職員又は遺族等が退職手当の支給を受ける権利は、退職日の翌日から起算して5年を経過したときは、時効により消滅する。

(実務規定)

第17条 この規程により定めるもののほか、実施の細部について必要な事項は、独立行政法人福祉医療機構退職手当共済制度及び社会福祉法人広島県社会福祉協議会社会福祉従事者互助会事業退職手当資金交付事業の規程によるものとする。

第4章 変更

(変更)

第18条 この規程を変更する場合は、あらかじめ職員の代表者の意見を聴いて、理事会が決定する。

附則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、平成29年11月1日から施行する。

附則 この変更規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

退職手当計算基礎額

[単位：円]

<u>俸給月額及び特定処遇改善手当月額の合計額</u>	計算基礎額
74,000未満の場合	62,000
74,000以上 86,000未満の場合	74,000
86,000以上 100,000未満の場合	86,000
100,000以上 115,000未満の場合	100,000
115,000以上 130,000未満の場合	115,000
130,000以上 145,000未満の場合	130,000
145,000以上 160,000未満の場合	145,000
160,000以上 175,000未満の場合	160,000
175,000以上 190,000未満の場合	175,000
190,000以上 205,000未満の場合	190,000
205,000以上 220,000未満の場合	205,000
220,000以上 235,000未満の場合	220,000
235,000以上 250,000未満の場合	235,000
250,000以上 265,000未満の場合	250,000
265,000以上 280,000未満の場合	265,000
280,000以上 300,000未満の場合	280,000
300,000以上 320,000未満の場合	300,000
320,000以上 340,000未満の場合	320,000
340,000以上 360,000未満の場合	340,000
360,000以上	360,000

備考

- 1 俸給月額及び特定処遇改善手当月額は、現に退職した月前6か月の俸給及び特定処遇改善手当月額の総額を6で除した額をいう。
- 2 非常勤職員、臨時職員及び日雇職員の特定処遇改善月額、当該職員に対し支給された特定処遇改善手当額をいう。

別表 2

退職手当支給乗率表（普通退職）

被共済職員期間	支給乗率
1年	0.522
2年	1.044
3年	1.566
4年	2.088
5年	2.61
6年	3.132
7年	3.654
8年	4.176
9年	4.698
10年	5.22
11年	7.7256
12年	8.4912
13年	9.2568
14年	10.0224
15年	10.788
16年	13.3893
17年	14.6421
18年	15.8948
19年	17.1477
20年	20.445
21年	22.185
22年	23.925
23年	25.665
24年	27.405
25年	29.145

被共済職員期間	支給乗率
26年	30.537
27年	31.929
28年	33.321
29年	34.713
30年	36.105
31年	37.149
32年	38.193
33年	39.237
34年	40.281
35年	41.325
36年	42.369
37年	43.413
38年	44.457
39年	45.501
40年	46.545
41年	47.589
42年	48.633
43年以上	49.59

別表 3

退職手当支給乗率表（業務上の傷病又は死亡による退職）

被共済職員期間	支 給 乗 率
1年	1.350
2年	2.700
3年	4.050
4年	5.400
5年	6.750
6年	8.100
7年	9.450
8年	10.800
9年	12.150
10年	13.500
11年	14.985
12年	16.470
13年	17.955
14年	19.440
15年	20.925
16年	22.410
17年	23.895
18年	25.380
19年	26.865
20年	28.350
21年	29.970
22年	31.590
23年	33.210
24年	34.830
25年	36.450

被共済職員期間	支 給 乗 率
26年	38.070
27年	39.690
28年	41.310
29年	42.930
30年	44.550
31年	45.900
32年	47.250
33年	48.600
34年	49.950
35年	51.300
36年	52.650
37年	54.000
38年	55.350
39年	56.700
40年	58.050
41年以上	59.400

備考

- 1 支給乗率は、60.000を上限とする。
- 2 平成13年3月31日以前加入者は、退職理由によって上記表より高い支給乗率が適用されることがある。

別表 4

退職手当交付額表

[単位：円]

加入年数	交 付 額
1年	7,200
2年	17,900
3年	28,600
4年	39,300
5年	50,000
6年	75,700
7年	101,400
8年	127,000
9年	152,700
10年	178,400
11年	221,200
12年	264,000
13年	306,800
14年	349,600
15年	392,400
16年	435,200
17年	478,000
18年	520,800
19年	563,600
20年	606,400
21年	666,300

加入年数	交 付 額
22年	726,200
23年	786,200
24年	846,100
25年	927,400
26年	1,008,700
27年	1,090,000
28年	1,171,400
29年	1,252,700
30年	1,334,000
31年	1,462,400
32年	1,590,800
33年	1,719,200
34年	1,847,600
35年	1,976,000
36年	2,104,400
37年	2,232,800
38年	2,361,200
39年	2,489,600
40年	2,618,000
41年	2,746,400
42年	2,874,800

備考

- 1 42年を超える期間については、42年の交付額に42年を超える期間の負担金累計額を追加して交付する。
- 2 1年未満の端数月は、次の式による月割りとし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$n \text{年} m \text{月の交付額} = \frac{\{(n+1) \text{年の交付額} - n \text{年の交付額}\}}{12} \times m + n \text{年の交付額}$$